奈良県告示第三百八十七号

道路管理者である奈良県に代わってその権限を行う奈良県道路公社は、 の区域を次のとおり変更した。 十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、平成三十一年一月三十日道路 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第十七条第一項第一号の規定により 道路法 (昭和二

般の縦覧に供する。 その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間

平成三十一年二月十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三〇八号

三 道路の区域

三番五まで 三番五まで	七番二四八から	生駒市小瀬町九三	二番一から 生駒市壱分町一一	区間
後	前	後	前	の前後別
五 · 四		一八〇、〇		敷地の幅員
九一七・〇	九一七・〇	二 七 五 七	二 七 五 七	メートル
道路第二阪奈有料	道路第二阪奈有料	道路第二阪奈有料	道路第二阪奈有料	備考

一四九九番まで後	二八九番一から前	
五三六	六 二	一 一 一 . 六
一 五 九 ・ 〇	一五九・〇	
第二阪奈有料	第二阪奈有料	